



国海安第 196 号
平成 24 年 4 月 23 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 平原 祐



船舶検査心得の一部改正について

標記につきまして、船舶構造規則（平成 10 年運輸省令第 16 号）等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了解頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

我が国では、風力発電等再生可能エネルギーの普及拡大を推進しているが、発電ポテンシャルの大きい洋上風力発電の実用化が急務となっている。

我が国周辺には浅海域に限られ、水深の深い海域に設置可能な浮体式風力発電施設が必要であるが、我が国では台風や地震等の自然環境条件が厳しいことなどから、安全性を確保するための基準策定が普及への課題となっている。

このため、浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保するために必要な要件を規定する技術基準を制定するところである。

同基準の制定に伴い、船舶検査心得についても所要の改正を行う。

2. 改正の概要

浮体式洋上風力発電施設は下記に掲げる各省令における「特殊な船舶」に該当し、「浮体式洋上風力発電施設技術基準（国海安第 194 号（平成 24 年 4 月 23 日）」の規定による旨、規定。

- 2-1 船舶構造規則
- 3-1 船舶設備規程
- 4-2 船舶復原性規則
- 4-3 船舶区画規程

3. スケジュール

公布日：平成 24 年 4 月

施行日：平成 24 年 4 月 23 日